

4. 科研費制度について（主な変更点など）

■科研費の審査等について

1. 審査区分について
2. 審査の流れと評価基準等について
3. 研究計画調書の作成に当たっての留意点
4. 応募する研究者の方へ

■令和9（2027）年度公募における主な変更点

1. 挑戦的研究（萌芽）と基盤研究（C）の重複制限緩和について
2. 挑戦的研究（開拓）の審査方式の見直しについて
3. 挑戦的研究（萌芽）から挑戦的研究（開拓）への接続強化（「過去の採択研究課題からの発展性」の確認及び「研究計画最終年度前年度応募」の導入）について
4. 挑戦的研究（萌芽）における「若手支援強化枠」の導入について
5. 学術的「問い」のWeb公開によるネットワーク構築について

■その他

1. 研究者が支える科研費制度－研究者には3つの責務がある－
2. 審査委員候補者データベースの確認・更新について
3. 分担金の直接送金について

出典：上記項目については、次ページから文部科学省・学術振興会「令和9（2027）年度科学研究費助成事業説明会」資料2を抜粋し掲載しています。

https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_g_5063/r8_siryuu2.pdf https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/2025/g_3278.html

審査区分について

- “学問分野の体系化を趣旨としたもの”、“大学の学科・専攻や学会の分野などに基づいているもの”のいずれでもない。
- 固定化されたものでなく、学術研究の新たな展開や多様な広がりにも柔軟に対応できるよう設定
（小区分は「〇〇関連」、中区分は「〇〇および関連分野」、大区分は分野名を付さずに記号（A～K）で表記）
- 応募者は自らの判断により、「応募する研究種目」に対応する「審査区分」を選択。

基盤研究（S）に応募する場合、大区分を選択して応募



応募者

基盤研究（A）、挑戦的研究に応募する場合、中区分を選択して応募

基盤研究（B）・（C）、若手研究に応募する場合、小区分を選択して応募

小区分の内容の例：
あくまで小区分の内容を理解するための助けとするためのもの

審査区分表（総表） 抜粋

大区分A	
中区分1：思想、芸術およびその関連分野	
小区分	
01010	哲学および倫理学関連
01020	中国哲学、印度哲学および仏教学関連
01030	宗教学関連
01040	思想史関連

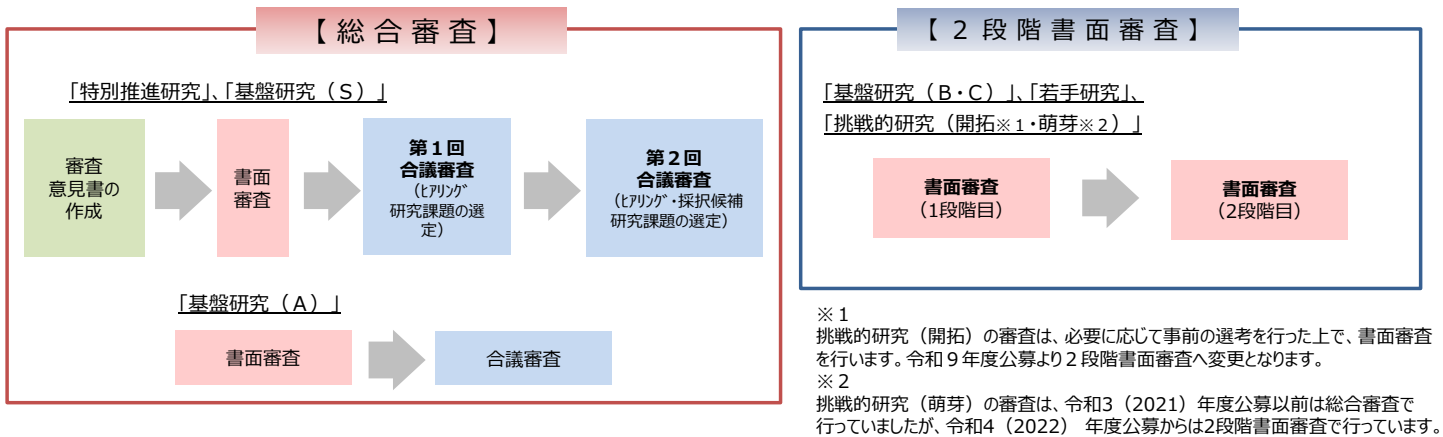
審査区分表（中区分、大区分一覧） 抜粋

大区分A	
中区分1：思想、芸術およびその関連分野	
小区分	内容の例
01010	「哲学および倫理学関連」 哲学一般、倫理学一般、西洋哲学、西洋倫理学、日本哲学、日本倫理学、応用倫理学 など
01020	「中国哲学、印度哲学および仏教学関連」 中国哲学思想、インド哲学思想、仏教思想、書誌学、文献学 など

審査の流れと評価基準等について

審査の流れ

科研費の審査は「書面審査を行った審査委員」が、他の審査委員の審査意見等を参照し、自身の審査内容を再検討できる審査システムとなっています。



評価基準等

科研費の審査は各種目で定められた評価基準等に従って審査されますので、研究計画調書の作成に当たっては必ず評価基準等を確認してください。

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html#u20230311174420



5

研究計画調書の作成に当たっての留意点

科研費の審査の概要を把握した上で研究計画調書の作成に当たっては、以下に留意してください。

- 研究計画調書は評価基準等に示す「評価要素」の観点に沿って作成してください。特に研究計画の学術的価値、独自性、創造性に関する内容を具体的かつ明確に記述してください。
- 調書内の研究遂行能力欄は単に業績を羅列するのではなく、今回の研究計画を遂行する能力を有していることが確認できる内容を記載してください。
- 大区分・中区分で審査される研究種目は広い分野の審査委員で審査していることを意識し、内容は専門分野が離れた審査委員にも理解しやすいように記載してください。

6

(参考) 研究計画調書提出までの主な流れ

応募に当たっては、以下の各資料等を参照してください。

①公募要領等の確認

- ✓ 応募する種目の公募要領は確認しましたか
- ✓ 応募する種目の評価基準等は確認しましたか



②研究者登録情報の確認 (e-Rad及び科研費電子申請システム)

- ✓ e-Radで研究者登録情報が正しく登録されていますか
- ✓ e-RadのID・PWで科研費電子申請システムでログインできますか



③研究計画調書の 作成・提出

- ✓ 応募する種目の公募要領（別冊）は確認しましたか
- ✓ 科研費電子申請システム操作手引きは確認しましたか

7

(参考) 審査に当たっての姿勢

科研費の審査は、以下の点に留意して行っています。

◆ 研究計画調書に沿って長所、短所を見極めた上で研究課題の意義を評価する。

応募者のこれまでの実績だけで判断するのではなく、応募者が研究計画調書に記載した内容に基づいて、学術的独自性、創造性、実行可能性、研究目的の明確さ等を評価する。

◆ 研究計画調書に記載のない情報をもとに判断しない。

研究計画調書に書かれている内容を理解・確認するために、他の情報を参照することは差し支えないが、その情報から研究計画調書に記載のない内容を推察し、その推察した内容をもとに判断してはいけません。

◆ 評定要素の観点に沿って審査する。

評定要素以外の要素（審査区分、所属機関、年齢など）で採否を判断してはいけません。

(例)

- 当該審査区分において学術的価値を見出せるかで判断する。
科研費の審査区分は、学術研究の新たな展開や多様な広がりにも柔軟に対応できるよう設定しているため、審査区分の選択が不適切と思われるという理由だけで評価を下げ、学術の多様な広がりを妨げるようなことはしない。
- 応募課題の学術的「問い」が明確であり、学術的価値を見出せるかで判断する。
科研費は基礎から応用までのあらゆる学術研究を対象としていることから、応用研究や大型プロジェクトに関連する研究であっても、それだけを理由に評価を下げたり・上げたりしてはいけません。

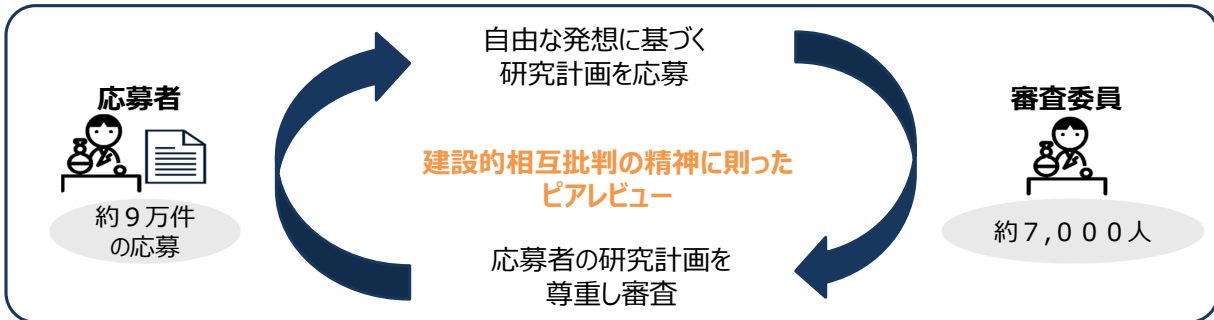
審査においては、次のことにも留意しています。

- 利害関係の排除
- 守秘義務の徹底（情報漏洩の危険性から生成 AI の使用も禁止）
- アンコンシャス・バイアスの存在を自覚し、できるだけ排除

8

応募する研究者の方へ

科研費の審査は、審査委員のみならず、応募者も含め、科研費に関わる全ての研究者等により支えられているものです。学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながります。



応募者の自由な発想に基づく研究計画が科学の発展の第一歩です。

学術的「問い」から生まれる課題に挑戦する研究を、科研費は支援します。

9

令和9(2027)年度公募における主な変更点

- 挑戦的研究（萌芽）と基盤研究（C）の重複制限緩和について
- 挑戦的研究（開拓）の審査方式の見直しについて
- 挑戦的研究（萌芽）から挑戦的研究（開拓）への接続強化
（「過去の採択研究課題からの発展性」の確認及び「研究計画最終年度前年度応募」の導入）について
- 挑戦的研究（萌芽）における「若手支援強化枠」の導入について
- 学術的「問い」のWeb公開によるネットワーク構築について

挑戦的研究（萌芽）と基盤研究（C）の重複制限緩和について①

背景

「挑戦的研究（萌芽）」は、斬新かつ萌芽的なアイデアに挑戦するための研究種目であり、真に挑戦的な課題を選び抜き応募額を尊重して研究費を配分しています。
しかし、安定的な研究費確保の必要性が重視され、より採択率が高い「基盤研究（C）」への応募が優先される傾向にあるため、若手研究者の積極的な挑戦をより支援する必要があります。



- 若手研究者の積極的な応募を促すため、**若手研究者に限定して「挑戦的研究（萌芽）」と「基盤研究（C）」の重複制限を緩和し、重複応募・受給できるようにします**（次頁参照）。
- 本件における「若手研究者」については**採択年度の4月1日現在 39歳以下**とします。なお、応募件数増大への対応や審査委員の負担軽減等、審査の実効性に配慮しつつ、段階的に年齢制限を広げていくことを引き続き検討していきます。
- 「挑戦的研究（萌芽）」と「基盤研究（C）」に重複応募する場合、研究内容の相違点やエフォートを具体的に記載してください。

(1) 応募中の研究費

e-Rad登録情報参照

●以下の内容について、応募時点の情報を入力してください。

- 本応募研究課題
- 現在応募中の科研費課題（代表課題および分担課題）
- 科研費以外の競争的研究費等（e-Radを通じて応募したもの）のうち現在応募中の研究課題

役割	1.資金制度・研究費名（配分機関名） 2.研究期間 3.研究課題名 4.研究代表者氏名	20XX年度 研究経費 （期間全体額） （千円）	20XX年度 エフォート （%）	研究内容の相違点及び 他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由等 （左記の研究課題に応募するに当たっての所属組織・役職） （科研費の研究代表者の場合は、研究期間全体の受入額を記入すること）

12

挑戦的研究（萌芽）と基盤研究（C）の重複制限緩和について②

重複制限一覧表（抜粋） ※公募要領および科研費ウェブページに掲載

甲欄		乙欄		特別推進研究	基盤研究S	基盤研究A 一般	基盤研究B 一般	基盤研究C 一般	若手研究 （1回目）※1	若手研究 （2回目）※2	学術変革領域研究（A）			学術変革領域研究（B）		挑戦的研究		
											総括班			総括班		開拓	萌芽	
											総括班	計画研究	公募研究	総括班	計画研究		39歳以下	40歳以上
											代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
基盤研究C		一般	新規	代表者	□	×	×	×	—	×	×					×		×
			継続	代表者	□	▲	▲	▲	—	▲	▲					▲		▲
挑戦的研究		開拓	新規	代表者	□				×	×		×	×	×		—	×	×
			継続	代表者	□				▲	▲		▲	▲	▲		—	▲	▲
		萌芽	39歳以下	新規	代表者	□				×	×					×	—	—
			40歳以上	代表者	□				×	×	×					×	—	—
			39歳以下	代表者	□					▲	▲					▲	—	—
			40歳以上	代表者	□					▲	▲					▲	—	—

※黄色ハイライト部分が変更箇所

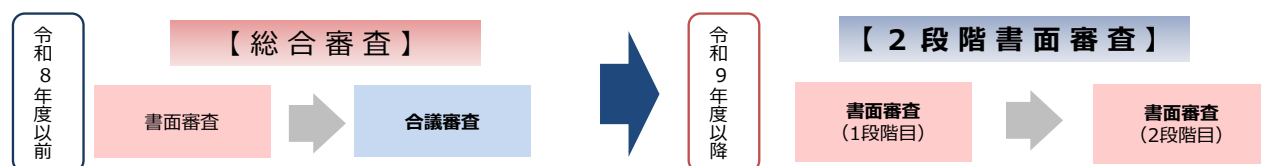
空欄：双方の研究課題とも応募できる
—：同一の研究種目（応募区分）においては、一つの研究課題にのみ応募できる
×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）
▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）
□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

※基盤研究（B）：R2年度公募より重複応募・重複受給可
若手研究（2回目）：（開拓）のみR5年度公募より重複応募・重複受給可

13

挑戦的研究（開拓）の審査方式の見直しについて

令和9（2027）年度から、「挑戦的研究（開拓）」の審査方式を「総合審査」から「2段階書面審査」で採否を決定する審査方式へと変更します。



挑戦的研究（萌芽）から挑戦的研究（開拓）への接続強化①

背景

長期にわたり挑戦的な研究を支援する観点から、「挑戦的研究（萌芽）」から「挑戦的研究（開拓）」への接続を強化するため以下の方策を導入します。

① 最終年度前年度応募の導入

研究期間が3年間で採択された（萌芽）の研究課題について、最終年度前年度に（開拓）に新たに応募することができる制度を導入し、常にチャレンジできるよう門戸を開くこととします（次頁参照）。

② 研究計画調書への記載内容の変更

過去に（萌芽）で採択された研究課題について、（萌芽）で得られた成果を（開拓）でさらに発展させたい場合には、研究計画調書への明記を求めることとします（次頁参照）。

③ （開拓）の評定要素の変更

（開拓）の評定要素Bに「（3）過去の挑戦的研究（萌芽）からの発展性」（該当する応募課題のみ）を追加します（次々頁参照）。

14

挑戦的研究（萌芽）から挑戦的研究（開拓）への接続強化②

<研究計画調書記載項目の変更について>

研究計画調書に以下の赤字の項目・注記が新たに追記されているため、対象者は作成要領及び作成時の注意事項をよく読み、必ず対応する内容を記入してください。

対象者：（萌芽）から（開拓）への最終年度前年度応募をする者

過去に（萌芽）において採択された研究課題を発展させる研究計画で（開拓）に応募する者

1 研究目的及び研究方法（2頁）

- ① 本研究の目的
- ② その研究目的を達成するための研究方法
- ③ 本研究を実施するために使用する研究施設・設備・研究資料等、現在の研究環境の状況

2 挑戦的研究としての意義（本研究種目に応募する理由）（1頁）

- ① これまでの研究活動を踏まえ、この研究構想に至った背景と経緯
- ② 学術の現状を踏まえ、本研究構想が挑戦的研究としてどのような意義を有するか
なお（該当する応募課題のみ）、過去に挑戦的研究（萌芽）において採択された研究課題（実施中の研究課題を含む）を更に発展させる研究計画については、（萌芽）で得られた研究成果を記述するとともに、発展・飛躍的な展開を図る部分が十分に挑戦的な内容となっているかについて、具体的にかつ明確に記述すること。

3 応募者の研究遂行能力（1頁）（略）

4 人権の保護及び法令等の遵守への対応（1頁）（略）

5 研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記述事項（該当者は必ず記述すること（公募要領参照））（1頁）

本研究の研究代表者が行っている、令和9（2027）年度が最終年度に当たる「挑戦的研究（萌芽）」の継続研究課題の当初研究計画、その研究によって得られた新たな知見等の研究成果を具体的に記述するとともに、当該研究の進展を踏まえ、本研究を前年度応募する理由（発展・飛躍的な展開を図る部分における挑戦的な研究構想、経費の必要性等）を1頁以内で記述すること。
該当しない場合は記述欄を削除することなく、空欄のまま提出すること。

15

挑戦的研究（萌芽）から挑戦的研究（開拓）への接続強化③

（萌芽）から（開拓）への接続を強化するため、**評定要素「B. 研究計画の内容に関する評定要素」に「（3）過去の挑戦的研究（萌芽）からの発展性」**を新たに設けました。なお、本要素については該当する応募課題のみに関する評定要素であり、非該当課題に影響はありません。

変更前	変更後
A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評定要素 - これまでの学術の体系や方向を大きく変革、転換させる潜在性を有する研究課題であるか。 - 本研究課題の遂行によって、将来的により広い学術、科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献の可能性が期待できるか。 - 着想に至る背景と経緯が明確で、それによって得られた研究構想は合理的か。また、挑戦性の高い課題の設定であるか。 B. 研究計画の内容に関する評定要素 (1) 研究目的及び研究計画の妥当性 - 研究目的は明確であり、その研究目的を達成するため、研究計画は適切であるか。 (2) 研究遂行能力の適切性 - これまでの研究活動やその結果から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。 - 研究計画の遂行の前提となる研究施設・設備・研究資料等、研究環境の準備状況は適切か。	A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評定要素 - これまでの学術の体系や方向を大きく変革、転換させる潜在性を有する研究課題であるか。 - 本研究課題の遂行によって、将来的により広い学術、科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献の可能性が期待できるか。 - 着想に至る背景と経緯が明確で、それによって得られた研究構想は合理的か。また、挑戦性の高い課題の設定であるか。 B. 研究計画の内容に関する評定要素 (1) 研究目的及び研究計画の妥当性 - 研究目的は明確であり、その研究目的を達成するため、研究計画は適切であるか。 (2) 研究遂行能力の適切性 - これまでの研究活動やその結果から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。 - 研究計画の遂行の前提となる研究施設・設備・研究資料等、研究環境の準備状況は適切か。 （3）過去の挑戦的研究（萌芽）からの発展性（該当する応募課題のみ） - 挑戦的研究（萌芽）において過去に採択された研究課題を更に発展させる研究計画、若しくは研究計画最終年度前年度応募を行う研究計画については、発展・飛躍的な展開を図る部分が十分に挑戦的な内容となっているか。

16

挑戦的研究（萌芽）における「若手支援強化枠」の導入について

背景

科研費等の充実を通じた研究力の一層の強化、そして、若手研究者を中心とした挑戦的、国際的、創発的研究への支援の積極的な拡充といった方針を踏まえ、若手・新領域支援の一体改革・拡充の一環として、研究のブレークスルーをもたらすアイデアを重視し、既存の学問体系の変革を目指す「挑戦的研究（萌芽）」において、若手研究者の挑戦を積極的に促すための若手支援強化枠が設定されました。



令和8(2026)年度、挑戦的研究（萌芽）において、キャリアの早期から新興・融合領域につながり得る研究に取り組む若手研究者を重点的に支援する観点から、「**若手支援強化枠（1,000件程度）**」を設けています。

令和9(2027)年度公募においても、予算や応募の状況を踏まえ本枠を適用する予定です。

17

これまでの審査の蓄積を踏まえた「挑戦性」の考え方や観点の例

「挑戦的研究」の根幹である「挑戦性」について応募者及び審査委員双方に十分に理解してもらうため、公募要領にある定義に加え、「挑戦性」の考え方についてのこれまでの審査の蓄積を踏まえ、「挑戦性」を有する研究の例を公募要領に掲載します。

＜公募要領における「挑戦的研究（開拓・萌芽）」の対象＞

斬新な発想に基づき、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する可能性を有する一人又は複数の研究者で組織する研究計画。

なお、（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画も対象とする。

対象となる「挑戦性」を有する研究の例：

- ・ 斬新な発想に基づき、人々の好奇心を掻き立てるような研究
- ・ 新しい原理や学理の発見に繋がる可能性を有する研究
- ・ 学術の概念や体系の見直しに繋がる可能性を有する研究
- ・ 大きな発想の転換や斬新な方法論等の導入に繋がる可能性を有する研究
- ・ 既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成に繋がる可能性を有する研究

18

学術的「問い」のWeb公開によるネットワーク構築について

現状と課題

- ・ AI for Scienceの時代の到来やOpen Scienceの進展、「科学とビジネスの近接化」など学術研究を巡る環境が本質的に変化し始めている状況において、従来の人的ネットワークだけではこのような環境変化への対応に限界があり、研究の可能性を十分に活かしきれない懸念があります。
- ・ このような中、膨大なデータや情報を活用し研究の広がりやスピードを高めることで「多様な学問分野の深化・発展」に大きく貢献する可能性があります。

学術的「問い」に関するWeb入力欄の追加

- ・ 基盤研究等の応募時に、**研究課題の核心をなす学術的「問い」に関するWeb入力欄を新たに設け**、採択後、**科学研究費助成事業データベース（KAKEN）上で公開**します。
- ・ 分野横断的な研究者探索と新たなネットワーク形成を促進し、学術的「問い」の共有を通じた研究者間の新たな交流・連携やネットワーク構築のきっかけ作りを目的としています。
- ・ 将来的には、AIの活用により、応募者に対して学術的「問い」を共有する研究分野や、研究手法の大きく異なる研究者の紹介なども検討しています。
- ・ 任意ではありますが、本取組の趣旨をご理解いただき、ぜひWeb入力をご活用ください。

対象種目

（2026年7月公募より）
基盤研究（A・B・C）、若手研究
（2027年4月公募より）
基盤研究（S）

留意事項

- ・ 入力した内容は、**調書PDFには出力されず、審査にも使用しません。**
- ・ **入力した内容がそのままKAKENデータベース上に公開されます**ので、同意する場合のみご記入ください。
- ・ **不採択となった場合には公開されません。**
- ・ 入力 は任意です。
- ・ 全角500字以内、半角の場合は1,000字以内でご入力ください。

19

研究者が支える科研費制度-研究者には3つの責務がある-

「応募者」としての責務

- ・ 現在、科研費は研究者にとってだけでなく、研究機関にとっても基盤的な研究費として大変重要な研究費として認識されていますので、研究機関が研究者に科研費への応募を促すこともあるかと思います。
- ・ 科研費の応募は**研究者の発意に基づいて行われるもの**であり、各研究機関において**科研費に応募させることを目的化することは望ましくなく、応募者は自らの責任において研究計画を立案する**必要があります。
- ・ 研究者は、研究計画調書の作成にあたって、**十分な準備と推敲を重ね、質の高い研究計画を応募**するよう心掛けてください。

「研究実施者」としての責務

- ・ 応募研究課題が採択された研究者は、研究実施者として関係法令や補助条件等を遵守し、研究を実施することになります。文部科学省・日本学術振興会では、科研費の使い勝手が良くなるよう、運用上の改善を図っています。
- ・ 科研費による研究は、**研究者の自覚と責任において実施するものです**ので、**研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は研究者個人に帰属**します。
- ・ 研究者は、公的科研費を使用する者として、**研究倫理の自覚の下に、不正使用や不正受給、不正行為を決して行うことなく、研究活動に従事**してください。

「審査委員」としての責務

- ・ 科研費の審査には、約7,000名の研究者（科研費採択者等）が審査委員として参画し、公正で透明性の高い審査システムを支えています。
- ・ 審査委員が担当する書面審査の件数を減少させるなどの改善を図っていますが、現在、9万件前後の新規応募があります。
- ・ 研究者にとって、**審査委員として優れた研究計画を見出すことは、科研費によって優れた研究成果を創出することと同様、学術研究を支えるためにも重要なこと**ですので、積極的な御協力をお願いします。

21

審査委員候補者データベースの確認・更新について

「審査委員候補者データベース」に登録されているデータの確認・更新は、適切な審査委員を選考するために大変重要です。

令和6(2024)年4月以降、交付申請時に確認・更新いただくこととなりました。

※情報の確認・更新は通年で可能です。

＜科研費電子申請システムでの画面遷移順＞

「申請者向けメニュー」で交付申請情報入力ボタンをクリック→「審査委員候補者情報の入力・確認」→「交付申請書・交付請求書の作成」

【審査可能小区分】

※「一括更新」による、審査可能区分をダウンロードし、本区分、中区分、小区分の順で確認してください。
※ご自身の所属する小区分、審査可能小区分、内容の例を審査可能と見られる場合にのみ入力してください。小区分を変更した場合、内容の例は全てクリアされますのでご注意ください。

小区分1	区分名	* 01010：医学および歯学関連	編集
	内容の例1	* [選択]	
	内容の例2	* [選択]	
	その他のキーワード1		(※9/259/10/1)
	その他のキーワード2		(※9/259/10/1)
	その他のキーワード3		(※9/259/10/1)
	その他のキーワード4		(※9/259/10/1)
	その他のキーワード5		(※9/259/10/1)

小区分2	区分名	* 01020：中国哲学、印度哲学及び仏教関連	編集
	内容の例1	* [選択]	
	内容の例2	* [選択]	
	その他のキーワード1		(※9/259/10/1)
	その他のキーワード2		(※9/259/10/1)
	その他のキーワード3		(※9/259/10/1)
	その他のキーワード4		(※9/259/10/1)
	その他のキーワード5		(※9/259/10/1)

【確認・更新をお願いする事項】

1. 基本情報（所属機関、職名等）

2. 「審査可能区分」及び「内容の例」

- ・小区分：最大3つ（2つは必須）
※小区分については「内容の例」も必ず登録してください。
- ・中区分：最大4つ（1つは必須）
- ・大区分：最大3つ（1つは必須）

3. 主な発表論文、受賞歴

4. 競争的科研費の獲得状況

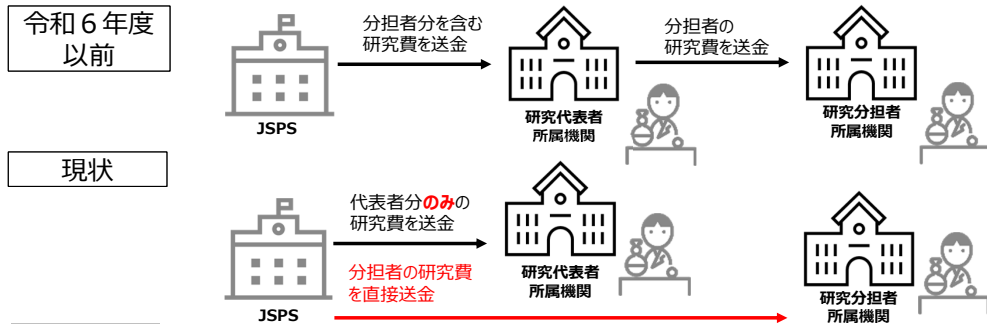
5. メールアドレス

特に「①審査可能区分」及び「②内容の例」は、審査委員を選考する上で大変重要な情報ですので、必ず確認・更新するよう、所属の研究者への周知と協力をお願いいたします。

22

分担金の直接送金について

令和7年度以降の交付申請書・支払請求書記載の研究分担者の分担金について、JSPSから研究分担者所属機関への直接送金を開始しました。



期待される効果

- ① 分担金の早期送金による研究活動への早期着手
- ② 研究機関の事務担当者の振込等の業務削減

留意点

- ・交付申請書（支払請求書）提出時点で、配分する分担金の正確な把握（費目別内訳含む）が必要となります。
- ・JSPSから直接送金するのは、交付申請（支払請求）時のみです。
- ・分担金は前期に一括送金（後期に送金する種目は後期に一括送金）予定です。
- ・交付申請情報を基に送金を行いますので、e-Radでの機関異動の手続きは速やかに行ってください。
- ・交付申請書（支払請求書）提出後～JSPSから直接送金を行う前までに所属研究者の異動があった場合においても、提出済の交付申請書（支払請求書）に基づき送金します。

23

分担金の直接送金における実施・実績報告書作成時の留意点

分担金の直接送金の開始後も、実施・実績報告書作成に関しての変更はありません



分担金の直接送金開始以降、

- ・研究分担者の所属研究機関から研究代表者の所属研究機関へ収支簿等を提出しなくて良い
 - ・研究分担者の実支出額は、研究代表者が確認を行うこととなった
 - ・未使用額の返還も分担者の機関からJSPSに直接行うこととなった 等
- 実施・実績報告書の作成や返還に関して誤った認識をされている状況を確認しています。

- 従前どおり、研究分担者の所属研究機関は収支簿等の収支状況のわかる書類の写しを研究代表者所属機関に送付し、研究代表者の機関は執行実績を適切に管理するとともに、研究機関が主体となって研究代表者に収支状況を共有してください。

（参考：科研費ハンドブック（2026年度版）167頁「18 関係書類の整理・保管等」）

- 未使用額の返還に際しては、一旦研究分担者の所属機関から研究代表者の所属機関へ返還し、研究代表者の所属機関からJSPSへ返還してください。研究分担者の所属機関から直接JSPSへの返還は行わないでください。

24

(参考) 電子申請システムの機能紹介①: データ取込み機能

- ✓ データ取込み機能とは、研究者による実施状況報告書、実績報告書の作成をサポートするため、科研費の管理を行っている機関担当者が、実施状況報告書、実績報告書に記載すべき実支出額の金額等の情報を、研究者に代わり科研費電子申請システムに入力する（取り込む）機能です。
- ✓ 取り込まれた情報は、研究者が実施状況報告書、実績報告書を作成する画面に初期表示され、研究者は金額等の情報を自分で入力することなく、表示されている情報を確認するのみで、報告書の作成を進めることが可能です。（研究者自身で情報を修正することも可能。）

操作方法やデータフォーマットの詳細については、
科研費電子申請システム「所属研究機関担当者向け情報」内
「各種書類のダウンロード」に掲載しております。
<https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/topkakenhi/download-ka-s.html>

(参考) 電子申請システムの機能紹介②: 他研究機関の連絡先検索機能

- ✓ 部局担当者は、自機関の機関連絡先及び他機関の連絡先の確認が可能になりました。（自機関の所属研究機関担当者が連絡先を登録すると、「連絡先情報検索」をご利用いただけます。）

【ご協力をお願いします】
研究機関においては、応募側のシステムでの
自機関の事務担当者の登録をしてください
(未登録の場合、リンクが非活性となるほか、
他機関側で検索しても表示されません)

科研費コンテンツのご紹介 ①

研究者用ハンドブックについて

(日本語版) https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_e-book_2026/index.html#page=1
 (英語版) https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_e-book_2026en/index.html#page=1



ポイント

電子ブック形式（日本語/英語）にて掲載しています。

※それぞれPDF版も公開しています。

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html

研究者は、外出先でもスマートフォンやタブレット端末等により、
使用ルールの概要等を容易に確認することができます。

科研費FAQについて

<https://kakenhi.jsps.go.jp/Opac/search.htm?s=rx0GOFvkf2N0cyIGoWPPekTSaEi>



ポイント

調べたいQAを検索しやすくするため、**視認性や検索の利便性を向上させた専用の科研費FAQ検索サイトを公開しています。**

28

科研費コンテンツのご紹介 ②

電子申請システムの利用方法（操作方法）に関する問合せ先について

<https://www.shinsei.jsps.go.jp/index.html>



電子申請の
入口をお間違えないよう
ご注意ください。

電子申請システムの利用方法に関するお問い合わせ先（必ず機関を通じてお問い合わせください）

コールセンター

0120-556739（フリーダイヤル）※日本語のみ（Japan Only）

受付時間 9:30～17:30

（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

お問い合わせは、必ず機関事務を通じて行ってください。

機関内で周知の徹底をお願いします。

※公費要領や申請内容に関する質問については、各事業を担当している課へ直接お問い合わせください。
コールセンターでは回答できませんので、あらかじめご了承ください。

科研費に関するご意見・ご要望受付窓口

科研費関連業務について研究者等の意見・要望を取り入れた改善を進めるため、科研費ホームページ上に「科研費に関するご意見・ご要望受付窓口」を設置しています。

【入力フォームイメージ】

ご意見・ご要望への対応状況については以下で公表しています。
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/goiken

科研費に関するご意見・ご要望受付窓口
 日本学術振興会科研費ホームページに設置した受付窓口のバナーから、専用フォームにリンク
<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

(参考) 科研費を含む競争的研究費全般に関する意見・要望については、内閣府において受付窓口を開設しています。
 内閣府URL : <https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0098.html>

31

問合せ先（公募の内容に関すること）

説明資料等に関するご質問については、まずは以下に掲載しているFAQをご確認ください。
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/05_faq/index.html
 FAQで解決しない場合は、その内容（研究種目）ごとに以下の問合せ先までご連絡ください。
 多く寄せられたご質問等については、FAQに追加掲載する予定です。



日本学術振興会が公募を行うもの

- ・公募要領全般
研究助成企画課
電話 03-3263-4796
- ・特別推進研究、基盤研究（S）
研究助成第二課
電話 03-3263-4254（特別推進研究担当）
電話 03-3263-4388（基盤研究（S）担当）
- ・基盤研究（A・B・C）、若手研究
研究助成第一課
電話 03-3263-4724,0996

文部科学省が公募を行うもの

- ・学術変革領域研究
研究振興局 学術研究推進課
科学研究費係
電話 03-6734-4094
- ・挑戦的研究（開拓・萌芽）
研究助成第一課
電話 03-3263-0977
- ・奨励研究
研究助成第一課
電話 03-3263-0976,0980
- ・国際共同研究加速基金
研究助成第二課
電話 03-3263-1888（国際先導研究担当）
電話 03-3263-4927（国際共同研究強化担当）
- ・研究成果公開促進費
研究助成第二課
電話 03-3263-4926,4920（研究成果公开发表、国際情報発信強化、
学術図書、データベース担当）
電話 03-3263-1699（ひらめき☆ときめきサイエンス担当）

**公募に関する問合せは、
研究機関事務を通じて行ってください。**

32